

## 鎌倉女子大学・鎌倉女子大学大学院 『学位規程』

(趣旨)

**第1条** 本規程は、学位規則第13条（昭和28年文部省令第9号）並びに鎌倉女子大学学則第48条の3第3項及び鎌倉女子大学大学院学則第42条の3第2項の規定に基づき、鎌倉女子大学（以下「本学」という）が授与する学位について、必要な事項を定めるものとする。

(学位)

**第2条** 本学において授与する学位は、学士及び修士とする。

(学位に付記する専攻分野の名称)

**第3条** 学位に付記する専攻分野の名称は、次の各号のとおりとする。

(1) 学士の専攻分野の名称

家政学部家政保健学科	家政学
家政学部管理栄養学科	栄養学
児童学部児童学科	児童学
児童学部子ども心理学科	心理学
教育学部教育学科	教育学

(2) 修士の専攻分野の名称

児童学研究科児童学専攻	児童学
-------------	-----

(学位授与の要件)

**第4条** 学士の学位は、本学の学部学科を卒業した者に授与するものとする。

2 修士の学位は、本学大学院の修士課程を修了した者に授与するものとする。

(修士論文の提出)

**第5条** 第4条第2項の規定に基づく修士の学位の授与を受けようとする者は、所定の期日までに修士論文正本1部、副本1部以上を児童学研究科に提出しなければならない。

2 修士論文は、1編に限る。ただし、参考資料として他の論文を添付することができる。

3 研究科長は、審査のため必要があるときは、修士論文の提出者に、修士論文の訳文その他必要な資料等の提出を求めることができる。

4 提出した修士論文は返却しない。

(修士論文の審査及び最終試験)

**第6条** 前条の規定により提出された修士論文は、児童学研究科委員会（以下「研究科委員会」という）において、その審査及び最終試験を行うものとする。

2 研究科委員会は、前項に規定する修士論文の審査及び最終試験を行うに当たり、研究指導教員のうちから2名以上の審査員を選出して修士論文審査会（主査1名・副査1名以上）を組織する。

3 前項の規定にかかわらず、修士論文の審査及び最終試験に当たって必要があるときは、研究科委員会の議を経て他の大学院又は研究所等（外国の大学院又は研究所等を含む）の教員等を審査員として加えることができる。

4 最終試験は、修士論文の審査を終えた後、修士論文を中心として、これに関連のある科目について口頭試問又は筆答試問により行う。

5 修士論文の審査及び最終試験は、提出者の在学期間中に終了するものとする。

6 修士論文審査会は、修士論文の審査及び最終試験を終了したときは、その結果を速やかに研究科委員

会に文書で報告しなければならない。

7 修士論文に係る評価の基準は、別に定める。

(学位授与の審議・判定)

**第7条** 学士の学位の授与については、教務委員会、学部長会議及び教授会の議を経て、学長が判定し決定する。

2 修士の学位の授与については、前条第6項の報告に基づいて研究科委員会及び大学院委員会の議を経て、学長が判定し決定する。

3 前項の判定は、委員の3分の2以上が出席し、かつ、出席委員の3分の2以上の賛成がなければならない。

4 研究科委員会が必要と認めたときは、本条第2項の研究科委員会に前条第3項に基づき委嘱した審査員を加えることができる。

(学位の授与)

**第8条** 学長は、学位を授与すると決定した者には学位を授与し、学位記を交付する。

2 学位を授与できないと決定した者には、その旨を通知する。

(学位の名称の使用)

**第9条** 本学の学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、「鎌倉女子大学」と付記しなければならない。

(学位の取消し)

**第10条** 学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき又はその名誉を汚辱する行為があったときは、学長は、教授会又は大学院委員会の議を経て、学位の授与を取り消し、学位記の返還を命じ、かつ、その旨を公表するものとする。

2 教授会又は大学院委員会において前項の決定をする場合は、第7条第3項の規定を準用する。

(学位記の再交付)

**第11条** 学位記の再交付を受けようとする者は、その理由を明記し、所定の手数料を添えて学長に願い出なければならない。

(雑則)

**第12条** 本規程の改廃については、教授会又は研究科委員会の議を経て学長が決定する。

附 則

本規程は、令和2年4月1日から制定・施行する。

本規程の制定・施行に伴い、平成18年4月1日から制定・施行され、平成29年4月1日から改定・施行された鎌倉女子大学・鎌倉女子大学大学院・鎌倉女子大学短期大学部『学位規程』は廃止する。

2 本規程は、令和3年4月1日から改定・施行する。